

## 条 例

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十一号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項、第二項、第三項及び第五項」に改める。

第三十条第二号中「次のいずれにも」を「第二条第四号ロに」に改め、同号イ及びロを削る。

第三十一条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下この条において「第一号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第三十一条の二 育児休業法第十九条第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下この条において「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第三十一条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年

四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第三十一条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第三十一条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第三十三条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十三条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第三十三条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一項中「（次条）」の下に「並びに第十六条の二第一項第二号及び第二項第二号」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十六条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十四条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「第一項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 第一項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求等に係る第一項申出職員の意向を確認するた

## めの措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十四条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第一項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第一項申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第二項申出職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第二項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

三 第二項申出職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第二項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第二項申出職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則第九条中「（平成四年埼玉県条例第六号）」を削る。

## 附則

### （施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの間において、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第三十一条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措

置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。